

北秋田アマチュアバンド in ファルコン

**音祭** おとまつり

8月4日(日)

開場 午前9:30  
開演 午前10:00

北秋田市文化会館

入場券  
★一般 / 500円  
★高校生以下無料  
※入場には各プレイガイドにてチケットをお取りください

出演バンド ナイトメア ZETA SUGAWALABBITS ヒロタケ nun N2.to.roach KNUCKLE ワイルドチェリー ほか

GUEST ARTIST  
☆ダックスムーン  
☆藤田ゆうみん  
☆本城 奈々 ほか

EVENTS  
お楽しみ 大抽選会  
子供広場 出店、喫茶コーナー フリーマーケット

フリーマーケット 出店大募集! (先着順)  
応募締切日 平成25年7月15日(月)  
詳しくはお問い合わせください(秋北新聞社内 庄司)

■プレイガイド 日活書店・北秋協販・福助堂・阿仁公民館・森吉コミュニティセンター・合川公民館・ひまわりの家・中央公民館・北秋田市文化会館・秋北新聞社・メンズサロン相馬・チックタグズカフェ・(株)佐々木電機・縄文の湯・秋北文具/大館市民文化会館/能代市文化会館

問 文化会館 ☎62-3311 秋北新聞社 ☎62-1236

## 北秋田市民歌の歌詞及び作曲者並びに北秋田市讃歌を募集します

北秋田市は平成17年の4町合併から、まもなく10年を迎えようとしています。市では市民の一体感の醸成や将来に向かっての更なる発展への願いを込め「北秋田市民歌」を制定します。

つきましては、市民歌の制定にあたり、歌詞及び作曲者を募集します。また、次代を担う子どもたちからは、北秋田市を誇りとし、市の発展に向けた願いを自由詩に込めた「讃歌」を募集しますので、奮ってご応募ください。

**応募資格** 【歌詞】市内在住及び市出身者並びに北秋田市に関わりのある方 / 【作曲者】市内外を問いません / 【讃歌】市内の小・中学生

**応募締切** 【歌詞】・【作曲者】8月31日(土) 【讃歌】9月30日(月)

**応募方法** 応募様式は指定しません。歌詞・作曲者は、本庁又は各総合窓口センターに提出若しくは郵送で、讃歌は学校を経由して応募してください。○詳しい内容については、ホームページをご覧ください。ただか、担当までお問い合わせください

問 総務課総務係 ☎62-1111

## 国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金は、老後の生活や障がい、死亡などもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。



### 国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますので、最寄の年金事務所や市民課国保年金係で手続きをしてください。

平成25年度の免除等の受付は平成25年7月1日から開始され、平成25年7月分から平成26年6月分までの期間を対象として審査を行います。なお、7月中に限り、平成24年7月分から平成25年6月までの期間(前一年間分)についても申請することができますので、希望する方はお早目に手続きをしてください。

### 障害基礎年金所得状況届等は7月末まで

国民年金の障害基礎年金を受給中の方は、日本年金機構秋田事務センターから送付される「所得状況届」等を7月末日までに市民課国保年金係または各総合窓口センター、出張所へ提出してください。

「所得状況届」等の提出がないと、年金の支払いが差し止められる場合がありますのでご注意ください。

## 福祉医療受給者証が更新になります

現在お持ちの福祉医療受給者証の有効期限が平成25年7月31日の方は使用できなくなります



更新の対象となる方に対しては、7月末までに新しい受給者証をお送り致しますので8月以降病院で受診される際は有効期限を確認のうえ、保険証と共に提示してください。

ただし、市で平成24年中の所得が把握できない方(1月1日以降の転入者、未申告者)は前住所地より所得課税証明書の取り寄せや、申告を行う必要があります。該当する方については別途通知を発送いたします。

○期限切れの証は各自破棄してください。自治体職員を語り、保険証などを騙し取る事件が多発しています。市職員が直接回収に伺うことはありませんのでご注意ください。

○加入されている健康保険(社保、共済、国保等)が変更となった場合には、速やかに市民課及び各窓口センターにて手続きをお願いします。



◎お問い合わせ・・・市民課国保年金係 ☎62-1118  
合川総合窓口センター ☎78-2112  
森吉総合窓口センター ☎72-3115  
阿仁総合窓口センター ☎82-2112

## 住宅リフォームや耐震診断に補助をします

### ①住宅の増改築リフォーム工事

補助対象となる工事費の10分の1の金額(限度額 20万円)

### ②耐震、断熱、省エネ、バリアフリー、屋根の克雪対策に有効な工事

補助対象となる工事費の10分の1の金額(限度額 25万円)

### ③木造住宅の耐震診断

耐震診断に要した費用の3分の2の金額(限度額 3万円)  
※①と②の申請の併用はできません

### 【①・②の工事について】

対象となる方  
○市に住民登録されている方

対象となる住宅  
○市内にある住宅(別荘等を除く)  
○賃貸をしていない住宅又は賃貸する予定のない住宅  
○併用住宅の場合は、住宅部分の面積が2分の1以上の住宅

○申請者若しくは親及び子が所有し、かつ居住する住宅

### 対象となる工事

○工事費用が50万円以上の工事  
○市内に本店のある業者又は住民登録している個人が施工する工事

### 【③の耐震診断について】

対象となる方  
○市内に対象住宅を所有する個人

対象となる住宅  
○昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅(併用住宅の場合は、住宅部分の面積が2分の1以上の住宅)

### 補助金申請(共通)

申請場所 都市計画課(森吉庁舎)、生活課(本庁舎)、合川及び阿仁総合窓口センター

申請方法 工事着手前に補助金交付申請書を提出してください  
※着手済み・完成済みの工事は対象になりません。

◇いずれも詳細については、担当係までお問い合わせください

問 都市計画課都市計画住宅係 ☎72-5246